

別紙

総合評価落札方式（簡易型）契約書約定事項

1. 「技術提案」の条項は、受注者が提案した内容を、工事請負契約書において、以下に示す条項に追加するものとする。なお、「受注者の提案した技術提案」の条項中「別紙」については、様式2号を使用するものとする。
2. 「基幹技能者」の条項は、評価項目に「基幹技能者の配置」があり、落札者が技術資料において「配置する」を選択した場合、工事請負契約書に以下に示す条項を追加するものとする。
3. 「労務賃金の支払い」の条項は、評価項目に「労務賃金の支払い」があり、落札者が技術資料において「誓約する」を選択した場合、工事請負契約書に以下に示す条項を追加するものとする。
4. 「下請け次数の制限」の条項は、評価項目に「下請け次数の制限」があり、落札者が技術資料において「誓約する」を選択した場合、工事請負契約書に以下に示す条項を追加するものとする。

（受注者の提案した技術提案）

第〇条 受注者が提案した技術提案の内容及びその担保についての措置等は、下記のとおりとする。

（1）受注者の技術提案の内容

別紙「技術提案」（写し）のとおり

（2）（1）の担保についての措置等

- ① 受注者は、不可抗力等受注者の責によらない場合を除き、（1）に掲げる事項に基づいて工事を施工しなければならず、その部分については、請負代金の変更等を行わない。
- ② 発注者は、受注者の責により（1）に掲げる事項の履行が確認できない場合において、工事成績評定を10点減点する。
- ③ 契約締結後、不可抗力等受注者の責によらないで（1）を履行できない場合は、請負代金の変更等その後の対応について、発注者受注者で協議して定めるものとする。

(基幹技能者)

第〇条 受注者は、工事の施工にあたり、基幹技能者を使用しなければならない。

- 2 発注者は、受注者が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評
定点から10点減ずるものとする。ただし、受注者の責によらない場合を除く。

(労務賃金の支払い)

第〇条 受注者は、工事の施工にあたり、「特殊作業員」、「普通作業員」、「運転手（特殊）」及び「運転手（一般）」（注：入札公告において、労務賃金の支払いの対象となった職種を記載）の労務賃金を設計労務単価以上支払わなければならない。

- 2 発注者は、受注者が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評
定点から10点減ずるものとする。ただし、受注者の責によらない場合を除く。

(下請け次数の制限)

第〇条 受注者は、工事の施工にあたり、請負次数を2次下請け（注：建築は3次下請け）までに制限しなければならない。

- 2 発注者は、受注者が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評
定点から10点減ずるものとする。ただし、受注者の責によらない場合を除く。

総合評価落札方式（簡易型） 契約書約定事項 新旧対照表

改正後	現行
別紙 総合評価落札方式（簡易型） 契約書約定事項 1. 「技術提案」の条項は、受注者が提案した内容を、工事請負契約書において、以下に示す条項に追加するものとする。なお、「受注者の提案した技術提案」の条項中「別紙」については、様式2号を使用するものとする。 2. 「基幹技能者」の条項は、評価項目に「基幹技能者の配置」があり、落札者が技術資料において「配置する」を選択した場合、工事請負契約書に以下に示す条項を追加するものとする。 3. 「労務賃金の支払い」の条項は、評価項目に「労務賃金の支払い」があり、落札者が技術資料において「誓約する」を選択した場合、工事請負契約書に以下に示す条項を追加するものとする。	別紙 総合評価落札方式（簡易型） 契約書約定事項 工事請負契約書に以下に示す条項を追加するものとする。 ただし、「基幹技能者」の条項は、評価項目に「基幹技能者の配置」があり、落札者が技術資料において「配置する」を誓約した場合、また、「労務賃金の支払い」の条項は、評価項目に「労務賃金の支払い」があり、落札者が技術資料において「誓約する」を誓約した場合、追加するものとする。 なお、「乙の提案した施工計画」の条項中「別紙」については、別紙様式1号を使用するものとする。

総合評価落札方式（簡易型）契約書約定事項 新旧対照表

改正後	現行
4. 「下請け次数の制限」の条項は、評価項目に「<u>下請け次数の制限</u>」があり、<u>落札者が技術資料において「誓約する」を選択した場合、工事請負契約書に以下に示す条項を追加するものとする。</u> (受注者の提案した技術提案) 第〇条 受注者が提案した技術提案の内容及びその担保についての措置等は、下記のとおりとする。 (1) 受注者の技術提案の内容 別紙「技術提案」(写し) のとおり (2) (1) の担保についての措置等 ① 受注者は、<u>不可抗力等受注者の責によらない場合を除き、(1) に掲げる事項に基づいて工事を施工しなければならない</u>。その部分については、<u>請負代金の変更等</u>は行わない。 ② 発注者は、<u>受注者の責により(1) に掲げる事項の履行が確認できない場合において、工事成績評定を10点減点する。</u> ③ 契約締結後、<u>不可抗力等受注者の責によらないで(1) を履行できない場合は、請負代金の変更等その後の対応について、発注者受注者で協議して定めるものとする。</u> (基幹技能者) 第〇条 受注者は、<u>工事の施工にあたり、基幹技能者を使用しなければならない</u>	(乙の提案した施工計画) 第〇条 乙が提案した<u>施工計画</u>の内容及びその担保についての措置等は、<u>別紙のとおりとする。</u> (基幹技能者) 第〇条 乙は、<u>工事の施工にあたり、基幹技能者を使用しなければならない。</u>

総合評価落札方式（簡易型）契約書約定事項 新旧対照表

改正後	現行
ない。 2 発注者は、受注者が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評定点から10点減ずるものとする。ただし、<u>受注者の責</u>によらない場合を除く。 (労務賃金の支払い) 第○条 受注者は、工事の施工にあたり、「特殊作業員」、「普通作業員」、「運転手（特殊）」及び「運転手（一般）」（注：入札公告において、労務賃金の支払いの対象となった職種を記載）の労務賃金を設計労務単価以上支払わなければならない。 2 発注者は、受注者が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評定点から10点減ずるものとする。ただし、<u>受注者の責</u>によらない場合を除く。 (下請け次數の制限) 第○条 受注者は、工事の施工にあたり、請負次數を2次下請け（注：建築は3次下請け）までに制限しなければならない。 2 発注者は、受注者が前項の規定に違反したことを確認したときは、<u>工事成績評定点から10点減ずるものとする。ただし、受注者の責によらない場合を除く。</u>	2 甲は、乙が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評定点から10点減ずるものとする。ただし、<u>乙の責</u>によらない場合を除く。 (労務賃金の支払い) 第○条 乙は、工事の施工にあたり、「特殊作業員」、「普通作業員」、「運転手（特殊）」及び「運転手（一般）」（注：入札公告において、労務賃金の支払いの対象となった職種を記載）の労務賃金を設計労務単価以上支払わなければならない。 2 甲は、乙が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評定点から10点減ずるものとする。ただし、<u>乙の責</u>によらない場合を除く。

総合評価落札方式（簡易型）契約書約定事項 新旧対照表

改正後	現行
<u>削除</u>	<u>別紙様式1号</u> <u>技術資料の内容及びその担保についての措置等</u> <u>施工計画</u> (1) <u>乙の施工計画の内容</u> <u>別紙「施工計画」(写し)のとおり</u> (2) (1) の担保についての措置等 ① <u>乙は、不可抗力等乙の責によらない場合を除き、(1)に掲げる事項に基づいて工事を施工しなければならず、その部分については、請負代金の変更等を行わない。</u> ② <u>甲は、乙の責により(1)に掲げる事項の履行が確認できない場合において、工事成績評定を10点減点する。</u> ③ <u>契約締結後、不可抗力等乙の責によらないで(1)を履行できない場合は、請負代金の変更等その後の対応について、甲乙協議して定めるものとする。</u>